平成２１年（フ）第１１３５号
京都市伏見区向島庚申町25番地17　マンション鳥山102号室、申立前の住所京都府宇治市広野町丸山７番地　メイゾン・ド・ボワー206号
債務者　坂田　広幸
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６１号
京都府城陽市平川広田15番地の１　２棟205号
債務者　廣幡　京子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７８号
京都市山科区安朱南屋敷町11番地８　安朱ハイツ205号
債務者　早弓　　崇
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４６号
京都市伏見区深草池ノ内町12番地１　ハイツ青風３－Ｈ
債務者　宮内　広志
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５７号
京都市西京区上桂宮ノ後町43番地２　ユニメント上桂202号室
債務者　福井　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６７号
京都市北区上賀茂豊田町41番地２　コンフォート深煌303号
債務者　高井　隆一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１３号
京都市伏見区等安町767番地３
債務者　奥村　美子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５０１号
兵庫県赤穂郡上郡町栗原352番地
債務者　福本　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第５０２号
兵庫県赤穂郡上郡町栗原352番地
債務者　福本　治司
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２号
兵庫県姫路市北平野南の町13番55号
債務者　松尾　正雄
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３号
兵庫県姫路市北平野２丁目２番15号
債務者　横田多喜子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４３号
兵庫県姫路市飾磨区細江2223番地アムジュエイグ202
債務者　長岡　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６９号
兵庫県姫路市大津区吉美310番地
債務者　重田　文明
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８０号
兵庫県赤穂郡上郡町中野998番地、従前の住所兵庫県相生市相生4636番地
債務者　岩本　道明
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１３号
兵庫県姫路市御国野町御着683番地県営御着９号棟304号
債務者　高尾　幸枝
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２２４号
香川県綾歌郡綾川町滝宮2870番地２
債務者　今治　勝義
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７３号
香川県さぬき市前山５番地３、住民票上の住所香川県東かがわ市三本松1989番地102
債務者　植木　一彦（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係